

瀬戸市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市（以下「市」という。）の公の施設に愛称を付ける権利（以下「命名権」という。）に係るネーミングライツ事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ事業 契約により、市がパートナーに命名権を付与し、パートナーからその対価を得て、当該施設の運営又は維持管理に要する費用若しくは瀬戸市公共施設再生整備事業の費用に充てる事業をいう。
- (2) ネーミングライツ料 命名権を付与することへの対価をいう。
- (3) 対象施設 命名権を付与する対象として決定した施設をいう。
- (4) 事業者 1年以上継続して事業を営んでいる企業又は団体をいう。
- (5) パートナー 市が命名権の付与を認めた事業者をいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- (1) 対象施設を使用する事業の実施に支障を生じさせないこと。
- (2) 対象施設の公共性を考慮し、当該対象施設で行われる事業の社会的な信頼及び公平性を損なわないこと。
- (3) 対象施設の性質、利用者の数及びメディアに取り上げられる頻度を考慮すること。
- (4) 市は命名権を付与する契約を締結している間は、命名された愛称を使用すること。ただし、その対象施設の条例上に規定されている対象施設の名称は変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用することができるものとする。

(事業の種類)

第4条 ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設特定型 市が選定した対象施設について募集をするもの
 - (2) 事業者提案型 市が選定した対象施設（施設特定型で募集をするものを除く。）について事業者からの提案を受けるもの
- (愛称を付することができる対象施設の数)

第5条 事業者が愛称を付することができる対象施設の数は、1事業者について同時期に2か所までとする。

(命名権の有効期間)

第6条 命名権の有効期間は、施設特定型により募集する対象施設は3年以上の期間で第9条の規定による募集要項の定めによるものとし、事業者提案型により募集する対象施設は事業者との協議により定める。

(応募資格)

第7条 ネーミングライツ事業に応募することができる事業者は、別表第1に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(使用できない愛称)

第8条 パートナーは、別表第2に掲げる愛称は使用することができない。

(募集要項等)

第9条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、対象施設を所管する部署が施設概要、応募資格、応募方法、選定方法、希望価格、命名条件、愛称の表記の範囲、費用負担その他募集に必要な事項を定めた要項を作成し、広報せと、市のホームページ等へ掲載することにより広く応募者を募集する。

(ネーミングライツ事業への応募)

第10条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者(以下「応募者」という。)は、ネーミングライツ事業申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出する。

- (1) ネーミングライツ事業申込みに係る誓約書(第2号様式)
- (2) 応募しようとする事業者が行っている事業の概要が記載された資料
- (3) 社会貢献の実績を記載した書類
- (4) 登記事項証明書
- (5) 直近1年分の決算報告書
- (6) 法人税、法人事業税、法人市県民税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(審査会)

第11条 パートナーの選定、命名する愛称、ネーミングライツ料その他の審査を行うに当たり、ネーミングライツ事業審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会の組織及び運営については、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定めるものが別に定める。

- (1) 施設特定型 対象施設を所管する部署
- (2) 事業者提案型 企画部政策推進課

(採用等の通知)

第12条 市長は、前条第1項の審査の結果に基づき応募者に対して、その応募内容の採用を決定したときはネーミングライツ事業採用決定通知書(第3号様式)、不採用を決定したときはネーミングライツ事業不採用決定通知書(第

4号様式)により通知する。

(協議及び契約)

第13条 市長は、前条の規定により採用を決定した応募者を契約候補者とし、ネーミングライツ事業の実施について協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議(次点応募者との協議を含む。)が整ったときは契約を締結し、不成立に終わったときは、契約候補者に対して速やかにネーミングライツ事業協議終了通知書(第5号様式)により協議の終了を通知し、審査会の採用基準を満たす次点応募者を次点契約候補者とし、ネーミングライツ事業の実施について協議を行う。

3 次点契約候補者との協議が不成立に終わった場合又は審査会の採用基準を満たす次点応募者が存在しない場合は、再募集を行うものとする。

4 指定管理者制度を導入している対象施設においてネーミングライツ事業を実施するときは、契約締結前に市、指定管理者及び契約候補者の間で必要な事項について協議する。

5 第1項の規定にかかわらず、市長は、契約の期間が満了する場合で、同一の対象施設において再度ネーミングライツ事業を実施しようとするときは、当該施設のパートナーを契約候補者として契約締結の協議を行うことができる。

(市の役割)

第14条 ネーミングライツ事業の実施に伴う市のホームページ、パンフレット等(命名権の付与後に新たに作成するものに限る。)に掲載する対象施設の名称の変更は、市の負担により行う。

2 市長は、前条第2項の契約を締結したときは、その情報を報道機関へ提供するとともに、愛称を積極的に使用し、関係機関にその使用を働きかける。

(パートナーの役割)

第15条 契約締結後に行う対象施設の看板の書換え等は、パートナーの負担により行うものとする。

2 パートナーは、対象施設の知名度及び魅力の向上を図るための広報活動及び事業の実施に努めるものとし、市の名誉又は信用を損なう行為をしてはならない。

(ネーミングライツ料の支払)

第16条 ネーミングライツ料は、契約金額を契約月数で除した額を1か月分の料金とし、年度ごとにその年度分を一括して市長が定める期日までに支払うものとする。

(愛称の変更)

第17条 契約期間内は、愛称を変更しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第18条 パートナーは、自己の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書(第6号様式)により契約の解除を申し出ることができる。

2 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 前項の規定によりパートナーから契約解除の申出があり、市長がやむを得ないと認めたとき。

(2) 第16条に規定する期日までにネーミングライツ料が納入されないとき。

(3) 第7条に規定する応募資格を満たさなくなったとき又は満たさなくなることが明らかなきとき。

(4) パートナーの社会的又は経済的信用が失墜し、対象施設のイメージが損なわれ、又はそのおそれがあると認めるとき。

(5) 法令若しくは条例又は本要綱に違反したとき。

(6) その他市長が必要と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により契約を解除するときは、ネーミングライツ事業契約解除通知書(第7号様式)により、パートナーに通知する。

4 市長は、第2項の規定により契約を解除したときは、既に支払われたネーミングライツ料は、返還しない。ただし、解除の原因が市にある場合は、パートナーと協議し、返還すべきネーミングライツ料の適切な額を決定し、返還するものとする。

(原状の回復)

第19条 パートナーは、契約期間が満了したとき、又は前条第2項の規定により契約を解除されたときは、直ちにその対象施設を原状に回復させるものとする。

2 パートナーは、前項に規定する原状の回復に係る費用について、全額を負担するものとする。ただし、解除の原因が市にある場合は、市と協議し、負担割合を変更することができる。

(権利譲渡等の制限)

第20条 パートナーは、命名権を第三者へ譲渡し、又は転貸することはできないものとする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。

別表第1（第7条関係）

応募資格

| |
|--|
| 1 応募資格を有する事業者は、次のいずれにも該当しないものとする。 |
| (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者 |
| (2) ネーミングライツ事業へ応募した日から契約日までの間において、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続を行っている者 |
| (3) ネーミングライツ事業へ応募した日から契約日までの間において、瀬戸市指名停止取扱要領（平成13年8月1日施行）に基づき、市から指名停止措置を受けている者 |
| (4) 市税その他の租税を滞納している者又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者 |
| (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体 |
| (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体 |
| (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者 |
| (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。） |
| (9) ネーミングライツ事業へ応募した日から契約日までの間において、瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成19年2月1日施行）に基づく排除措置を受けている者又は団体 |
| (10) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）が経営に実質的に関与している法人等又は団体 |
| (11) 自己、その属する法人等若しくは法人等以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用している者 |
| (12) 暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者 |
| (13) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 |
| (14) 指定管理者制度を導入する対象施設にあっては、命名権導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。ただし、命名権導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く。 |

(15) その他市長が適当でないと認める者

2 複数の法人等で構成される団体の場合は、団体を構成するすべての法人等が前項の応募資格を有すること。

別表第2（第8条関係）

使用できない愛称

| |
|--|
| (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの |
| (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの |
| (3) 政治活動に関するもの |
| (4) 宗教活動に関するもの |
| (5) 社会問題の主義及び主張に関するもの |
| (6) 個人の名刺広告に関するもの |
| (7) 人権を侵害するおそれのあるもの |
| (8) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの |
| (9) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの |
| (10) 射幸心をそそるもの（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。） |
| (11) 市政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの |
| (12) たばこの販売促進に関するもの |
| (13) 企業等のロゴ及び特殊な字体を使用したもの |
| (14) 競馬法（昭和23年法律第158号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和23年法律第209号）に規定する自転車競走、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に規定するモーターボート競走及び小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）に規定する小型自動車競走に係るもの |
| (15) 第9条に規定する募集要項に定めた命名条件に反するもの |
| (16) その他市長が表記する愛称として適当でないと認めるもの |